

## 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る利益の活用について

## 1 固定価格買取制度の概要

- (1) 再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を一定期間、一定価格で電気事業者が買取することを義務付け
- (2) 電気事業者が買取りに要した費用は、電気の使用量に比例した全国一律の賦課金によって、電気料金の一部として使用者が負担

## 2 企業局の対象発電所の概要

(単位:円/kWh)

発電所	出力(kW)	発電開始年月	買取期間	価格(消費税を除く)	
				買取価格	旧価格
隠岐大峯山風力	1,800	H16. 2	11年7月	16.71	11.50
江津高野山風力	20,700	H21. 2	16年6月	19.65	10.48
志津見	1,700	H23. 4	18年9月	21.10	8.82
勝地	770	H12. 10	8年3月	25.01	8.44
八戸川第三	240	H12. 10	8年3月	26.95	8.44

## 3 利益の見込み(H24年度決算時点)

(単位:百万円)

年度	24年度	25~32(8年)	33~35(3年)	36~40(5年)	41~42(2年)	24~42の合計
年度の増益	140	300/年	260/年	280/年	90/年	4,900

## 4 利益活用の考え方

## (1) 再生可能エネルギー特別措置法の目的に従い、3つの柱で広く県民に利益還元

- ① 再生可能エネルギー源の利用促進
- ② エネルギーの安定供給や省エネルギー対策
- ③ エネルギーの利用による環境への負荷の低減や地球温暖化対策

## (2) 具体的な活用

- ① 一般会計、企業会計あわせた県全体で有効に使うよう、毎年の予算編成を通じて、新規・継続の各種事業に予算化
- ② 平成24年度の利益1億4千万円については、平成26年度の一般会計事業での活用を想定し、電気事業会計の「地域振興積立金」に積み立て(利益処分及び決算認定議案を9月議会に提出)
- ③ 利益活用の全体については、期間が18年間と長期に亘ること、エネルギー政策の方向性が不透明なことから、今後の状況をよくみながら検討